

農家民宿

をはじめよう

wakuwaku
dokidoki



農林漁業
体験民宿の
開業ガイド



農家民宿を

(農林漁業体験民宿)

開業しよう!



近年、緑豊かな自然や日本の原風景が多く残る「農山漁村」が注目を集めています。おもに都市部で生活する人たちが、第二の故郷として農山漁村で休暇を過ごす機会が増えています。

また、農山漁村は子どもたちへの教育の場としても、体験がもたらす効果が期待されています。この受け入れの中心になるのが「農家民宿」です。「農家民宿」をはじめると、地域内外にさまざまな効果がもたらされます。

農家民宿とは

「農家民宿」とは、農林漁業体験を提供する宿泊施設(農林漁業体験民宿)のうち、**農林漁業者等が営むもの**を言います。

このガイドでは、農家民宿のうち、客室延床面積が33㎡未満のものを対象として、開業に係る手続きの概要を簡単に説明します。なお、近年、順次**農家民宿開業にかかわる規制が緩和**されており、客室延床面積が33㎡未満の小規模な農家民宿で、一定の要件を備えているものについては、旅館業法、建築基準法、消防法等の規制の緩和を受けることができます。

農林漁業体験民宿業の法律上の取り扱い

経営主体	農林漁業者等	
客室延床面積	33㎡未満	33㎡以上
余暇法 (農林漁業 体験民宿の確認)	○ 確認可能 (条件を満たすもの)	× 確認不可
旅館業法 (簡易宿所営業)	○ 開業可能 (農林漁業体験民宿 確認書のあるもの)	○ 開業可能
建築基準法上の 取り扱い	兼用住宅 (条件を満たすもの)	旅館 (条件を満たさないもの)
消防法上の 取り扱い	一部緩和措置	一部緩和措置

※宿泊料を受けて人を宿泊させる場合は、旅館業法の営業許可を受ける、もしくは、住宅宿泊事業法に基づき届出を行う必要があります。

農家民宿の開業により、
地域活性化につながる様々な効果が期待されます!

宿泊料・
体験料等による
**農家の
副収入確保**

都市住民との
交流による
**地域内の
元気づくり**

美しい自然、
農村の情報発信を通じた
**ファン・サポーター・
1ターナー者などの増加**

**グリーン・
ツーリズム**
への広がり

農産物
直売所等を通じた
収入増加

開業までの事務の流れ



むずかしいかしら？

1 まずは、地域づくり振興課にご相談ください！
tel. (0773)-62-2505

おまかせください！



2 一般的な相談(ワンストップ相談)

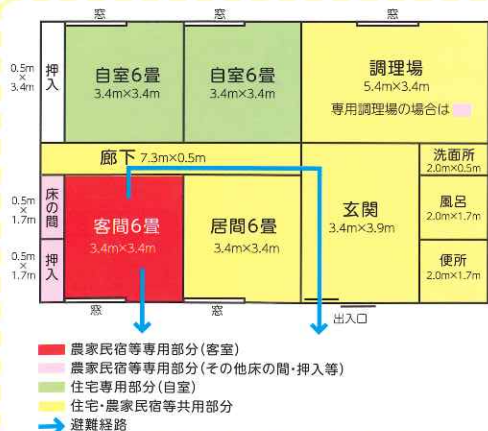
制度概要等の一般的な内容をご説明します。福知山市・舞鶴市・綾部市で開業を検討されている方は、建物の概要がわかる図面を持参して、次の事務所へお越しください。

京都府中丹広域振興局 農林商工部 地域づくり振興課 京都府舞鶴市宇浜2020番地

3 資料の作成 相談の中で、次のものを準備してください。

できるかな...

- ①施設の各階の図面（下記図面参照）
※農家民宿等専用部分(客室と、その他床の間・押入等の別)、共用部分、住宅専用部分ができるように色分けされ、避難経路、面積が分かるよう寸法等を記載したもの
- ②写真
●外観(4方向から) ●客室の内観(出入口・窓等の開口部がわかるもの)
- ③建物の敷地や位置が分かる配置図など



図面の書き方アドバイス

- 左記のイメージ図を参考に、農家民宿等専用部分、住宅専用部分、住宅と農家民宿等共用部分ができるように色分けされ、避難経路、面積が分かるよう寸法等を記載したものを作成してください。
- 客室延床面積の算定には、共通の廊下、通常宿泊者が足を踏み入れない押入、床の間を除きます。
- 農家民宿等の床面積の算定は、壁、柱等の中心線で囲まれた部分の面積によって行ってください。
- 窓や扉の採光面積がわかるように、寸法を付記してください。
- 建物の構造、延床面積を明記してください。
(例)構造:木造平屋建て(和風)、延床面積92.71㎡、客室面積11.56㎡

4 関係機関との事前相談(合同現地調査)

農家民宿等開業に向けて必要な許可等の手続きをスムーズに進めるため、関係機関※が立ち会い、合同で現地調査を行います。地域づくり振興課が窓口となって、関係機関との調整や今後のアドバイスをいたします。

※保健所・土木事務所・市・消防本部等

5 農林漁業体験民宿の確認申請 申請先：地域づくり振興課

- ①提供する役務の確認
 - 農作業の体験の指導
 - 農産物の加工または調理の体験の指導 等
- ②開業者または役務を提供する協力者が農林漁業者であることの確認
 - 農家…耕作面積10a以上等
 - 林家…山林所有面積1ha以上
 - 漁家…漁業共同組合員

※農業委員会、市税務課、漁業協同組合などの証明書類が必要

あと少し！がんばるぞ！



6 農林漁業体験民宿確認書等の交付

7 確認書を持って、関係機関へ必要な許認可等の申請手続

これで開業できますよ



農家民宿等
開業！



かんたんにできました！ありがとうございます

農家民宿開業に必要な手続き(主なもの)

各機関にご相談される場合は事前に電話の上、行かれることをおすすめします。

● 農家民宿であることの確認書の交付について

項目	所管の窓口	必要な手続き
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(余暇法)	京都府中丹広域振興局 農林商工部 地域づくり振興課 0773-62-2505	農林漁業体験を提供する施設であって、関係法令の規制緩和を受ける場合は「農林漁業体験民宿確認申請書」の提出が必要です。

● 「宿泊施設」、「飲食店」等として必要な衛生面の基準について

項目	所管の窓口	必要な手続き
旅館業法	京都府中丹東保健所 環境衛生課 0773-77-1156 (舞鶴市・綾部市)	通常、旅館業の許可は、客室床面積の基準に関しては33㎡未満のものは許可を受けることができませんが、「農林漁業体験民宿確認書」を交付されるものは、客室床面積が33㎡未満でも旅館業の許可が受けられるよう規制緩和されます。
食品衛生法		食事を提供する場合は、「飲食店営業許可申請」が必要です。ただし、宿泊者による自炊や共同で調理する場合は不要です。
水質汚濁防止法		農家民宿の厨房及び入浴施設等について、汚水を排出する施設として規制を受けるので、設置届出書の提出が必要です。
公共井戸取締条例		使用水が井戸水である場合、農家民宿において営業用飲食物に使用する井戸は、「公共井戸」として設置届出書の提出と、消毒等の衛生措置が必要となります。なお、公共井戸に該当しない場合も、届出を除く衛生措置が必要となります。

● 建物の基準等について

項目	所管の窓口	必要な手続き
都市計画法	京都府中丹東土木事務所 建築住宅課 0773-42-8785 (舞鶴市・綾部市)	市街化調整区域では民宿等の旅館は原則開業できませんが農林漁業従事者住宅から農家民宿(客室床面積33㎡未満)へ用途変更する場合は開業できます。【京都府独自措置:平成21年8月～】
建築基準法		京都府中丹西土木事務所 建築住宅課 0773-22-5144 (福知山市)
浄化槽法	市(衛生部局)	農家民宿の客室床面積が33㎡未満の場合、浄化槽は「住宅」としての人員算定ですが、33㎡以上の場合「旅館」としての人員算定が必要となります。

● 防火安全上の基準等について

項目	所管の窓口	必要な手続き
消防法	福知山市消防本部 0773-24-0119 舞鶴市消防本部 0773-66-0119 綾部市消防本部 0773-42-0119	<p>● 次のすべての項目に該当する場合は一般住宅扱いとなり、一部基準が緩和されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 住宅と併用の建物であり、人を宿泊させる間、不在とならないこと <input type="checkbox"/> 「農林漁業体験民宿確認書」を交付される施設であること <input type="checkbox"/> 民宿等の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積より小さく、かつ民宿等の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下であること <p>● 上記に該当しない場合は面積等に応じて様々な消防法令等に基づく措置が必要となります。</p>

全般的な相談窓口

舞鶴総合庁舎

〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地

- 農林商工部地域づくり振興課
(0773)62-2505



関係法令の所管(相談・申請)窓口

福知山市に在住の方の窓口

福知山総合庁舎

〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91番地

- 中丹西保健所 (0773)22-6382
- 中丹西土木事務所 (0773)22-5144

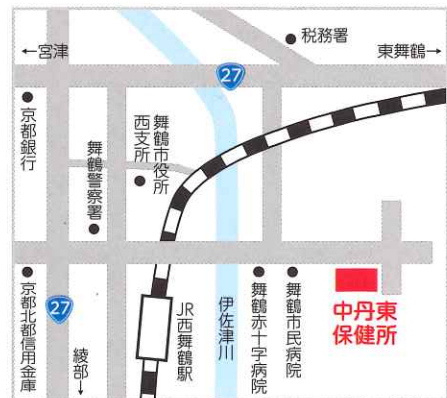


舞鶴市・綾部市に
在住の方の窓口

中丹東保健所

〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350番地の23

(0773)75-1156



綾部総合庁舎

〒623-0012 綾部市川糸町丁畠10番地の2

- 中丹東土木事務所
(0773)42-8785

